



新しく社会人となられた方へ

この春から社会人の仲間入りをされた方は世の中のルールの一つとして、「契約」についてぜひ知っておきたいものです。

契約とは？

私たちは毎日の生活の中で、意識していなくてもさまざまな「契約」をしています。社会生活でのトラブルや金銭の被害を未然に防ぐために、契約に関する基礎知識を身につけておきましょう。

契約の成立

「契約」とは法的責任を伴う約束のことで、当事者双方の合意によって成立します。

売買契約の場合、「売りたい」というお店の意思と、「買いたい」というあなた（消費者）の意思が合致すれば契約が成立したことになります。口約束でも契約は成立します。

契約自由の原則

「契約を結ぶかどうか」「だれと契約を結ぶか」「どのような方法で結ぶか」は契約する当事者の自由です。

契約が成立したときの義務

いったん契約が成立したら、当事者双方は約束を守らなければいけません。

売買契約であれば、お店には「商品を引き渡す義務」が、あなた（消費者）には「代金を支払う義務」が生まれます。

契約書の意味

契約額が高額だったり、契約内容が複雑な場合などには契約書が作成されます。書面にしたほうが内容も明確になり、トラブルも少なくなるからです。

契約書にサイン（押印）するということは、その内容をよく読んでいなくても原則として書かれている内容のすべてを承諾したものとみなされますので契約書はよく読んでサインするようにしましょう。（印鑑を押さなくても、サインしただけで契約書は有効となります。）

契約の解除・取消し

いったん契約すると正当な理由がない限り、一方的にやめることはできません。次のような場合は契約の解除や取消しができます。

- 1 事業者の不適切な行為等により結んだ契約は無効や取消しを主張できます。
 - ① 間違っ​​て契約した場合（錯誤）
 - ② 強迫されて契約した場合（強迫）
 - ③ だまされて契約した場合（詐欺）
 - ④ 未成年の場合
 - ⑤ 認知症などにより十分な判断能力がない場合
- 2 訪問販売・電話勧誘などで契約をしてしまったけれど解約をしたい場合、「クーリングオフ」制度があります。（「クーリングオフ」とは頭を冷やして考えるという意味です。）



「クーリングオフ」のやり方

訪問販売等は8日間、マルチ商法等は20日間の間に、契約の解除を告げるはがきを販売業者に送ります。「特定記録」又は「簡易書留」で出しましょう。（詳しくは、消費生活センターや市町村消費者相談窓口にご相談ください。）

世の中には危険がいっぱい!?

社会人になってからは、自分の意思で契約ができますが、ちょっとした不注意からさまざまなトラブルにまきこまれることがあります。

また、「自分はだまされない」と注意しているつもりでも、いろいろな手口で悪質業者はあなたをねらっています。



ひっかけり
やすい
人のタイプ

気が弱く、自分の意見をはっきりと言えない人
相手の言うことをすぐに信じてしまう素直な人
おいしい話、もうけ話に目がない欲張りな人
ちょっとしたことで動揺し、あせってしまう心にゆとりのない人

消費者トラブルの例

架空請求

身に覚えがないのに、出会い系サイトを利用したとして高額な代金を請求するメールが届く。「民事訴訟」「料金未納分」といった身に覚えのない内容の請求のはがきが届く。

対処方法

請求元に絶対連絡せず、一切無視すること!

キャッチセールス

街中などで「無料ネイル試してみない?」などと声をかけられ、ついていったら高額な化粧品セットを買わされた。

対処方法

妙に親しげな言葉には要注意!
むやみについていけないこと!

アポイントメントセールス

「抽選にあたったので景品をとりこきて」「アンケートに答えてほしい」などと電話やはがきで喫茶店や営業所等に呼び出し、高額な商品やサービスの契約をさせる方法

対処方法

怪しい誘いの電話ははっきり断って、すぐ切ること! 呼び出されても行かないこと!

資格商法

「受講するだけで資格がとれる」「もうすぐ国家資格になる」などと根拠のない説明をして、職場に執拗な電話勧誘をし、講座や教材の契約をさせる商法。過去の契約を持ち出して、新たな契約を迫る「二次被害」も

対処方法

必要のないものは「受講しません」とはっきり断ること!

マルチ商法

「この商品を売れば絶対にもうかる」と商品を買わせて販売組織に加入させ、その加入者ももうけるために同じ方法で知人を紹介して組織を拡大していく商法

対処方法

「絶対にもうかる」なんて甘い言葉は信じないこと!
お付き合いで加入することもやめよう!

